

諮問日：令和3年7月21日（令和3年度（情）諮問第9号）

答申日：令和3年12月16日（令和3年度（情）答申第27号）

件名：京都地方裁判所において民事訴訟規則50条の2の規定の「相当と認める  
とき」について具体的に説明した文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「民事訴訟規則50条の2の規定の「相当と認めるとき」について具体的に説明した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、京都地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、京都地方裁判所長が令和3年3月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する（憲法77条1項）。民事訴訟に関する手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる（民事訴訟法1条）。この法律に定めるもののほか、民事訴訟に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める（民事訴訟法3条）。最高裁判所が決定をする場合において、相当と認めるときは、決定書の作成に代えて、決定の内容を調書に記載させることができる（民事訴訟規則50条の2）。

最高裁判所は、民事訴訟規則を定めると共に民事訴訟規則50条の2の規定

の「相当と認めるとき」について具体的に説明（解釈）した文書を用意しておかなければならない。これは、法令を所管する官庁の義務と言えるものであるから、作成又は取得していないということはありません。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、民事訴訟規則50条の2の規定の「相当と認めるとき」について具体的に説明（解釈）した文書を用意しておくことは、法令を所管する官庁の義務と言えるものであるから、当該文書を作成又は取得していないということはありません旨主張するが、同条は、最高裁判所が調書決定をする場合について定めた規定であり、同条の「相当と認めるとき」の該当性は、裁判事務を行う裁判所（最高裁判所）において、個別に判断されるべきものであるから、仮に同条の「相当と認めるとき」について説明や解釈を記載した文書が存在するとしても、当該文書を原判断庁が司法行政事務に関して作成又は取得する必要はない。実際に、原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したが、該当する司法行政文書は存在しなかった。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年7月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 審議
- ④ 同年12月14日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 民事訴訟規則50条の2は、最高裁判所が調書決定をする場合について定めた規定であり、具体的な事件において調書決定の方式を採用するかは、その事件を担当する裁判体の判断に委ねられていると解される。したがって、同条の「相当と認めるとき」の該当性は、裁判事務を行う裁判所（最高裁判所）において個別に判断されるべきものであるから、仮に同条の「相当と認めるとき」

について説明や解釈を記載した文書が存在するとしても、当該文書を原判断庁が司法行政事務に関して作成し、又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、京都地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子